

## 平成 19 年度第 4 回理事会議事録

日 時：平成 20 年 2 月 23 日（土）10：00～16：10

会 場：都市センターホテル 6 階「606 会議室」

出席者：

理事長：吉村 泰典

理 事：石河 修、井上 正樹、岩下 光利、梅咲 直彦、岡井 崇、岡村 州博、落合 和徳、  
嘉村 敏治、神崎 秀陽、吉川 史隆、佐川 典正、櫻木 範明、武谷 雄二、堂地 勉、  
秦 利之、平原 史樹、平松 祐司、星 和彦、星合 昊、吉川 裕之、和氣 徳夫

監 事：柏村 正道、佐藤 章、丸尾 猛

第 62 回学術集会長：稲葉 憲之

幹事長：矢野 哲

幹 事：新井 隆成、内田 聡子、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、澤 倫太郎、下平 和久、  
高倉 聡、橋口 和生、濱田 洋実、阪埜 浩司、平田 修司、堀 大蔵、村上 節、  
由良 茂夫、渡部 洋

総会副議長：足高 善彦、清水 幸子

専門委員会委員長：小西 郁生

名誉会員：神保 利春

顧問弁護士：平岩 敬一

陪 席：海野 信也

事務局：荒木 信一、桜田 佳久、小山 圭子

資料：

日本産科婦人科学会定款

倫理的に注意すべき事項に関する見解

1. 平成 19 年度第 3 回理事会議事録（案）
2. 業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

総務 1-1：物故会員氏名リスト

総務 1-2：2 年以上会費未納者氏名リスト

総務 1-3：入会年度別・卒業年度別新入会員数推移

総務 2：会告 社団法人日本産科婦人科学会定款改定について

総務 3-1：理事会における学術集会長選出方法（案）

総務 3-2：理事会における学術集会長選出方法（案）No. 2

総務 4：第 60 回総会次第（案）

総務 5：第 60 回総会資料作成タイムスケジュール

総務 6：大谷医師等訴訟 第 2 回期日弁論報告

総務 7：大野病院事件第 11 回及び第 12 回公判関連記事

総務 8-1：日本内科学会「診療行為に関連した死亡の死因究明制度の創設に向けて」

総務 8-2：「診療行為に関連した死因究明等の在り方」に関する見解と要望（案）

総務 8-3：日本医師会「刑事訴追からの不安を取り除くための取り組み-その 2-」

総務 9-1：道府県知事宛書信「産婦人科勤務医師の待遇改善のお願いについて」

総務 9-2：地方部会長宛書信

総務 10：本会ホームページ「舛添厚生労働大臣の慶應義塾大学病院視察について」

総務 11-1：毎日放送宛本会コメント

総務 11-2：読売新聞平成 14 年 4 月 14 日付記事「フィブリノゲン旧厚生省効能疑問の内示」

総務 12：西日本高速道路サービス・ホールディングス「社会貢献事業の平成 20 年度活動テーマについて」

総務 13：大阪大学手島教授からの書信

総務 14：医師賠償責任保険加入状況

総務 15：厚労省医薬食品局「重篤副作用総合対策マニュアルの作成協力について」

総務 16：産科医師の処遇の改善に必要な経費

総務 17：文部科学省【情報提供】公益認定等委員会事務局による新制度に係る質問募集の実施について

総務 18-1：第 2 回学会・医会ワーキンググループ議事録

総務 18-2: 第3回学会・医会ワーキンググループ議事録(案)  
 総務 18-3: 平成19年度学会・医会ワーキンググループ活動報告(案)  
 総務 19: 日本医師会「疑義解釈委員会委員の推薦準備依頼について」  
 総務 20: 日本小児科学会「利益相反の開示について」  
 総務 21-1: 日本癌治療学会「日本癌治療学会がん診療ガイドライン委員会婦人科領域担当委員、協力委員及び評価委員について(依頼)」  
 総務 21-2: 日本婦人科腫瘍学会 回答書  
 総務 22: 臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン  
 会計 1: 高齢会員会費納入者数  
 会計 2: 初期研修中の新規入会者数  
 会計 3: 平成19・20年度事業・予算関連資料一覧  
 学術 1-1: 平成19年度学術奨励賞推薦者  
 学術 1-2: 平成19年度学術奨励賞選考結果  
 学術 2: 学術委員会・学術講演会運営要綱(案)  
 プログラム委員会 1-1: 第61回学術講演会シンポジウム担当応募者  
 プログラム委員会 1-2: 第61回学術講演会特別講演演者、課題  
 プログラム委員会 2-1: 第62回学術講演会シンポジウム課題  
 プログラム委員会 2-2: 第62回学術講演会シンポジウム課題  
 編集 1: JOGR 投稿状況  
 渉外 1: FIGO Memorandum “FIGO Committee for the Ethical Aspects of Human Reproduction and Women’s Health-ethical guidelines”  
 渉外 2: アジア・オセアニア産科婦人科学会教育基金へのご協力のお願  
 渉外 3: Audit of ART services –AOFOG  
 社保 1: リピオドール・ウルトラフルイドの医療上の必要性についての要望書  
 社保 2: 切迫流産例・切迫早産例に対する超音波検査適応の運用開始に関する会員へのお知らせ  
 社保 3: ゴナドトロピン製剤の在宅自己注射保険適用に関わる要望書についての照会  
 社保 4: リンパ浮腫に関する指導の評価  
 社保 5: 朝日新聞1月21日付記事「ピル無許可でネット販売」  
 専門医制度 1-1: 各大学教授宛アンケート依頼書  
 専門医制度 1-2: 後期研修医の産婦人科医局への入局動向  
 専門医制度 2: 会員へのお知らせ「学術講演会時の配布シールの変更について」  
 専門医制度 3: 朝日新聞12月31日付記事「専門医師認定54人不正」  
 倫理 1-1: JISART「ご報告」  
 倫理 1-2: JISART への回答書  
 倫理 1-3: 読売新聞2月20日付記事「提供卵子による体外受精 不妊治療の団体実施へ」  
 倫理 2-1: 平成20年2月1日新聞報道について  
 倫理 2-2: 急告「代理懐胎について」  
 倫理 2-3: 読売新聞2月1日付記事「代理出産さらに2組 根津医師が公表」  
 倫理 2-4: 御回答  
 倫理 3: 登録調査小委員会からの要望書  
 倫理 4-1: 読売新聞1月31日付記事「代理出産原則禁止 報告書案」  
 倫理 4-2: 日経新聞2月19日付記事「代理出産、原則禁止で合意」  
 倫理 5: 着床前診断権利確認訴訟弁護団等「日弁連の生殖医療提言書撤回の申入書」  
 倫理 6: 委員会提案 生殖補助医療における多胎妊娠防止に関する見解(案)  
 倫理 7: 着床前診断に関する審査小委員会報告  
 倫理 8: 文部科学省「ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成等に係る当面の対応について(通知)」  
 教育 1: 若手産婦人科医による学術企画検討委員会報告  
 教育 2: 教育委員会若手医師海外派遣に関する内規  
 広報 1: JSOG-JOBNET 事業報告  
 広報 2: ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について  
 広報 3: 妊産婦向けフリーペーパー「Anetis」の配布方ご協力の御願  
 広報 4: JSOG ホームページアクセス状況

将来計画 1-1: 「都道府県地域医療計画策定状況の最終確認と小児科学会との意見交換のお願い」なら  
びに「緊急的産婦人科医確保が必要な医療機関の調査依頼」について  
将来計画 1-2: 緊急的産婦人科医確保が必要な医療機関の調査集計結果  
将来計画 2: 舛添厚生労働大臣宛書信  
将来計画 3: 厚生労働省/総務省消防庁「産科救急搬送受入体制等の確保について」  
将来計画 4: 日経新聞 1 月 20 日付記事「診療報酬引き上げへ」  
将来計画 5: 大臣と語る 希望と安心の国づくり「地域医療の充実—医師確保対策」  
将来計画 6: 朝日新聞 1 月 18 日付記事「福田首相の施政方針演説」  
男女共同参画 1: 「女性の健康週間」プレスセミナーのご案内  
男女共同参画 2: 女性の健康週間ポスター  
男女共同参画 3: 女性の生涯健康手帳「40 歳以上の全員に健康診断」  
男女共同参画 4: 女性の健康広場 in 表参道ヒルズ  
男女共同参画 5: 地方部会担当公開講座一覧  
男女共同参画 6: 厚生労働省「女性の健康週間の実施について」  
男女共同参画 7: ご挨拶の依頼について  
運営委員会 1: 役員および代議員選任規程新旧対照表  
専門委員会 1: 生殖・内分泌委員会平成 19 年度事業報告書、平成 20 年度事業計画書  
専門委員会 2: 婦人科腫瘍委員会平成 19 年度事業報告書、平成 20 年度事業計画書  
専門委員会 3: 周産期委員会平成 19 年度事業報告書、平成 20 年度事業計画書  
第 63 回学術集会長 1-1: 第 63 回学術集会長立候補者所信  
第 63 回学術集会長 1-2: 第 63 回学術集会長立候補者所信  
名誉会員 1-1: 名誉会員該当者氏名  
名誉会員 1-2: 功労会員被推薦者氏名  
その他 1: 平成 20 年度本会予定表  
無番: (財) 日本医療機能評価機構「産科医療補償制度運営組織準備委員会報告書」(第 8 回常務理事会  
メンバー以外の先生方に配布)  
無番: 運営委員会答申  
無番: 3 月 1 日付日経新聞全国版  
無番: 朝日新聞 2 月 23 日付記事「戻す受精卵、原則 1 つ」  
無番: 公益法人制度改革の概要

午前 10 時 00 分、理事総数 23 名中 22 名出席 (田中俊誠理事欠席)、定足数に達したので、吉村理事  
長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として理事長および総務担当常務理事、  
会計担当常務理事の計 3 名を選任し、これを承認した。

**吉村理事長**よりまず第 63 回学術集会長の選出を行うことが示された。

**落合理事**より「平成 19 年 12 月 14 日に第 63 回学術集会長候補者選定委員会を開催した。選定委員会  
運営内規第 6 条に基づいて公募を行ったところ石塚文平会員と星合昊会員の 2 名の立候補があり選定委  
員会で検討した結果、立候補者 2 名は学術集会長として適任であると判断され、理事会に推薦すること  
とした」との報告があった。

引き続き**落合理事**より理事会における学術集会長選出方法につき「昨日開催した運営委員会で理事会  
における学術集会長選出方法につき協議した。運営委員会では理事が学術集会長に立候補した場合、当  
該理事に投票権があるか、に関して協議したが、その取扱い及び適用の時期については理事会で決定さ  
れるべきとなった。また、不在者投票に関して問題点の指摘があった」との報告があった。

**吉村理事長**「学術集会長選出方法の問題点を整理し、検討した上で、平成 20 年度第 2 回理事会で最  
終決定としたい。今回は従前通り、立候補者の理事には投票権があることとする。なお、田中理事には  
本日欠席のため、同理事から予め投票用紙を入れた封書を預かっている」

**丸尾監事**「不在者投票は第 2 回目以降の投票に生かされるのかにつき決定して頂きたい」

**落合理事**「書面による意思表示は初回投票、再投票、再々投票まで認めることと、選出方法に明記さ

れておりこれに従うこととする」

**佐藤監事**「書面による意思表示は初回投票、再投票、再々投票の3回分が必要ではないか。初回分のみでは再投票分、再々投票分が分からなくなってしまう可能性が生じる」

**平岩弁護士**「不在者の1回目の意思表示は再投票、再々投票にも有効と考える」

**吉村理事長**「今回は初回投票の意志表示を再投票、再々投票にも生かすこととして、第2回理事会までにこの点についても検討したい」

**星合理事**「選出方法が不明確な状態や不公平な状態が生じるのであれば今回は自主的に投票を辞退したい。しかしこれはあくまでも本職の個人的な判断であって慣例にならないように望む」

**丸尾監事**「本学会がこのように詳細を考慮することが出来るようになったのは進歩である。星合理事の意見を尊重したい」

**吉村理事長**「今回は、従来の選出方法（理事に投票権がある）を適用して投票を行うこととする。しかし、今後よく検討する必要があると思われる。立候補者である星合理事が自分のお考えで辞退するのは宜しいのではないか」

**武谷理事**「そうすると今後は暗黙の了解で立候補者である理事が投票を辞退する事態が続かないか」

**吉川（裕）理事**「辞退する場合は白票を入れることの方がいいのではないか」

**和氣理事**「それぞれの立候補者に推薦人がいるので辞退は避けるべきである。白票を入れるなど投票権を行使すべきである」

**岩下理事**「理事はブロックの代表として来ているのであり、辞退は権利とともに義務も放棄することになる。白票を入れることを含め、投票権を行使すべきである」

**吉村理事長**「それでは今回は従来通り理事全員に投票して頂く。矢野幹事長は投票方法に関して説明して頂きたい」

**矢野幹事長**より投票方法について事務的な説明があった後、投票が実施され、監事団及び矢野幹事長により開票が行われた。

**吉村理事長**より「第1回投票の結果、有効投票数22票（うち白票1票）、星合理事が過半数を獲得し、第63回学術集會長に選出された」との報告があり、承認した。

**星合理事**より謝意が表明された。

引き続き、通常の議事に移った。

## I. 平成19年度第3回理事会議事録（案）の確認

上記議事録（案）が示され、原案通り承認した。

## II. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

### 1) 総務（落合和徳理事）

〔I. 本会関係〕

#### (1) 会員の動向

① なかやまてつや中山徹也名誉会員（元会長、東京）が1月7日に逝去された。（弔電、生花手配済）

おおくらひでふみ大蔵秀文功労会員（福岡）が1月27日に逝去された。（弔電、香典手配済）

ふじたながとし藤田長利功労会員（長崎）が1月27日に逝去された。（弔電、生花手配済）

みなみみつる南 溢 功労会員（奈良）が1月4日に逝去された。（2月8日退会届受領）

理事長の発声のもと全員黙祷した。

② 1月31日現在の会員数は15,424名である。〔資料：総務1-1～3〕

平成19年4月1日から平成20年1月31日までの物故会員は131名である。

平成20年度高齢会員予定者は179名である。

2年以上の会費未納会員は1月31日現在86名である。

(2) 機関誌 1 月号に定款改定 (案) について会員の意見を募集したところ、1 月 31 日期限までに意見はなかった。ついては定款改定 (案) を原案通り総会に諮ることとしたい。また、定款施行細則改定 (案) についても総会に諮ることとする。[資料：総務 2]

特に異議なく了承した。

(3) 理事会における学術集会長選出方法について [資料：総務 3-1, 3-2]  
冒頭協議済。

(4) 第 63 回学術集会長候補者の推薦について

平成 19 年 12 月 14 日に第 63 回学術集会長候補者選定委員会を開催し、候補者 2 名を本理事会に推薦することとした。ついては本理事会にて第 63 回学術集会長を選出し、第 60 回総会に於いて選任することとしたい。[資料：第 63 回学術集会長 1-1, 1-2]

冒頭協議済。

(5) 総会運営委員会委員、予算決算委員会委員の推薦依頼について

各ブロック代表者宛に総会運営委員会委員、予算決算委員会委員推薦の依頼状を 1 月 10 日に発送した。

(6) 第 60 回総会次第 (案) について [資料：総務 4]

特に異議なく了承した。

(7) 第 60 回総会資料作成タイムスケジュールについて [資料：総務 5]

(8) 大谷裁判

東京高裁において第 2 回控訴審が 12 月 19 日に行われた。弁論は今回で終了し、平成 20 年 4 月 23 日に判決が言渡される。[資料：総務 6]

(9) 県立大野病院事件について [資料：総務 7]

第 11 回公判が 12 月 21 日に開かれ、被告人質問が行われた。1 月 25 日に第 12 回公判が開かれ、検察、弁護側の書証整理と遺族の意見陳述が行われた。3 月 21 日に検察による論告求刑、5 月 16 日に弁護側の最終弁論が行われる予定である。

佐藤監事より「本年 9~10 月頃、結審の予定である」との報告があった。

(10) ①厚生労働省から「診療行為に関連した死亡究明制度の創設に向けて一第二次試案」が示されたが、12 月 15 日の第 3 回理事会における審議の結果、当該試案の内容について検討の上、本会としての意見を提出することが決定された。[資料：総務 8-1]

第 7 回常務理事会で「医療事故に関わる諸問題検討ワーキンググループ」の設置及び委員について承認した。

委員長 岡井 崇

委員 井上 正樹、海野 信也、杉野 法広、鈴木 真、平松 祐司、和氣 徳夫

また、当ワーキンググループでは無過失補償制度 (案) についても審議し、本会意見を提出する予定である。

②上記ワーキンググループでの検討に係る本会から厚労省へ提出する「診療関連死の届け出制度」に関する要望書(案) について [資料：総務 8-2]

吉村理事長「厚生労働省から『診療行為に関連した死亡究明制度の創設に向けて一第二次試案』が示されたが、12 月 15 日の第 3 回理事会における審議の結果、当該試案の内容について検討の上、本会としての意見を提出することが決定された。第 7 回常務理事会で岡井理事を委員長とする“医療事故に関わる諸問題検討ワーキンググループ”の設置が承認され、厚生労働省に対する要望書 (案) を作成して頂いた。その説明を岡井理事に願います」

岡井理事より資料に基づき要望書（案）の説明があった。要旨は以下の通りである。

- (イ) 厚生労働省医政局総務課医療安全推進室より“診療行為に関連した死因究明等のあり方”に関して第二次試案が発表された。これに対して産婦人科領域の正式な見解を提出するため、ワーキンググループを作り要望書（案）を作成した。案に関して理事、幹事の先生方に意見を伺ったところ幾つかの改正点があった。正式な要望書は理事長名で提出の予定である。
- (ロ) “医療事故調査委員会”と刑事手続きとの関係について  
診療関連死原因究明のための調査委員会の設立に際しては、『“医療事故調査委員会”の報告書を刑事手続きに利用することを原則認めない。但し、故意、悪意、また、患者の利益に即さない目的で行われた医療等に起因する事故についてはこの限りでない』とした。その理由として、①刑事訴追、或いは警察の捜査の対象とされる可能性が多く事例に生じる、②事故に関わった医療提供者が真実を語れない、③調査報告書の内容が不正確となる可能性が生じる、④医療全般の萎縮を招くことにより医療の進歩が遅れるのみならず、医療の提供者と受給者の信頼関係を損ない社会に悪影響を及ぼす、を示した。
- (ハ) いわゆる“診療関連死”を取り扱う機関の管轄について  
“事故調査委員会”を含め、“診療関連死”を取り扱う機関は法制化された国の機構として設立されるべきであると考え、医療関係者及びそれらが組織する団体、すなわち医師・看護師等及び医学会・医師会等、医療機関及びその連合組織等、また、医療・薬事・保健行政に関わる組織等のいずれにも所属せず、医療の提供側と受給者との間で中立の機関とすることが望ましい。
- (ニ) 届け出対象の明確化と医師法 21 条との関連について  
届け出を必要とする“医療行為に関連した死亡”の範囲を明確に且つ具体的に設定し、同時に医師法 21 条の異状死との区別を明瞭に成文化する。その上で届け出を義務化し、違反者及び違反施設に対する適正な罰則を制度の中で規定することを要望する。  
例えば、医療事故調査委員会に届けるべきは“患者死亡の一義的原因が診療に関連し、当該疾病の病状に対して施行したその医療行為に関連して患者が死亡する可能性が一般的に極めて低い事例”である。
- (ホ) “医療事故に対する刑事訴追”に関しての日本産科婦人科学会の見解  
日本産科婦人科学会は、資格を有する医療提供者が正当な業務の遂行として行った医療行為に対して、結果の如何を問わず、“業務上過失致死傷罪”を適用することに反対する。ここで言う“正当な業務の遂行”とは、当該疾病に関わる患者の利益を第一義の目的とした疾病の診断・治療・予防等またはそれに関連する行為を指し、医療的行為であっても、悪意や故意により患者の利益に反する結果をもたらした場合や、上記以外の目的で施行した医療行為は含まない。以下はその根拠となる医療の特殊性である。①業務内容の持つ本来的リスク、②適正診療の非普遍性と過失認定の困難性、③応招義務と善意の行為、④刑法の目的との齟齬、である。

**武谷理事**「医療界は原則的に賛成であるが、診療科によって温度差がある。外科と産婦人科、特に産婦人科が切実な問題として捉えている。実際は産婦人科がキャスティング・ボートを握っているので、是非この要望書を提出して頂きたい」

**吉村理事長**「産婦人科の見解を纏めて頂き、非常によく出来た要望書である。産婦人科の切実さをよく訴えている。非常に重要な見解であり、インパクトがあると思われる」

**佐藤監事**「法律が変らなければ色々なことをやっても何も変わらない可能性があるということも認識して貰いたい」

**落合理事**「産婦人科がこのような要望書を出したことを他の学会にもお知らせすべきである。提出先を厚生労働省以外にも考えてほしい。記者会見にも出していいのではないか」

**星理事**「全国医学部長・病院長会議にも提出をお願いしたい」

**佐藤監事**「刑事手続きと民事手続きには使われないようにすべきである」

**和氣理事**「事故原因究明と安全対策を行うのであるから、委員会は専門家で構成されるべきである」

**岡井理事**「原因究明は専門家が中心で行われるべきであるが、幾つかの委員会が出来る可能性があり、その中には医療を受ける側の利益を代表する人達が参加する委員会も出来る可能性がある」

**吉村理事長**より「早急に提出するために、議論の点を踏まえて修正することを岡井理事に一任する」との提案があり、特に異議なく、承認した。

③日本医師会より「刑事訴追からの不安を取り除くための取り組み-その2-」-自由民主党『診療行為に係る死因究明制度について』-の書信を受領した（1月7日）。[資料：総務8-3]

④（財）日本医療機能評価機構より産科医療補償制度運営組織準備委員会報告書を受領した。  
[資料：無番 第8回常務理事会のメンバー以外の先生方に配布]

(11) 東京都より都立病院における医師確保総合対策について、「①処遇改善については、予算原案の中に盛り込まれ、2月の議会で審議される運びとなった、②学会から自治体に“東京都はかかる処遇改善の実現を図るために必要な予算を原案に盛り込んだ”ということを発信して結構である、③吉村理事長からのアドバイスに基づき、処遇の改善や24時間保育、短時間勤務制度の導入・活用等々、産科医師が働きやすい環境・条件の創出に取り組む」との連絡があった。これを受け、各道府県知事宛に書信を送付した。なお、本件動向を各地方部会長に周知し、各地での働きかけを強めるよう要請した。

[資料：総務9-1,9-2]

(12) 産科医不足に対する政府の対応に関連し、1月24日に舛添厚生労働大臣が慶應義塾大学病院周産期センターを視察した。吉村理事長が応対し、産婦人科医師の待遇改善と訴訟リスク軽減を訴え、大臣は前向きに検討する旨明言された。[資料：総務10]

(13) 毎日放送より本会及び医会が昭和62年当時フィブリノゲン製剤の効能・効果に関する要望書を提出した経緯についてコメントを求められたので回答した。なお、同要望書提出の経緯については、既に平成14年4月に報道されている。[資料：総務11-1,11-2]

(14) 第3回理事会に於いて第60回学術集会長岡村州博先生より、学術集会の運営にあたりコンベンション会社と業務分担を含めた契約書の締結が必要ではないかとの提案があり、これを受けて幹事を中心に学術集会に関する業務委託についての会議を2月7日に開催し、基本的に契約を締結する方向性を確認した。

(15) 西日本高速道路サービス・ホールディングスより平成20年度も引き続き①産科医学生支援奨学基金、②サマースクール補助について支援を行うことが決定されたとの連絡があった。産科医学生支援奨学基金に関しては対象を西日本地域の医学部34校に拡大するとのことである。 [資料：総務12]

落合理事より「昨年は公募期間が短かったため15大学のうち4大学から応募がなかった。今年は昨年同様5年生から2年間（1年間100万円）の奨学金支給となり、4年生が選定の対象となる」との報告があった。

(16) 大阪大学手島昭樹教授より、厚生労働省科学研究費研究に関連して本会の子宮頸癌登録について将来の地域がん登録との予後情報共有を見据えて個人情報部分の院内がん登録フォーマットとの統一の提案があった。婦人科腫瘍委員会で検討予定である。[資料：総務13]

(17) 勤務医師賠償責任保険制度」の申込状況について [資料：総務14]

2月5日現在で勤務医師賠償責任保険の申込件数は200名を超え保険料は10月より団体割引15%が適用される見通しである。500名を超えると割引率20%となる。

(18) 利益相反マネジメントに関する委員会について [資料：総務22]

矢野幹事長を中心に利益相反に係る規約を検討することとした。

## 〔Ⅱ. 官庁関係〕

### (1) 厚生労働省

①雇用均等・児童家庭局母子保健課より母子健康手帳の様式の改正案について本会の意見を求める書信を受領した（12月25日）。第7回常務理事会で協議の結果、今回の改正案について本会としての意見

はないが、次回以降の改正の際には事前に本会意見の聴取を行うことを求めることとした。

②医薬食品局より、重篤副作用疾患総合対策事業として重篤副作用総合対策検討会を開催し、医薬品の使用により重篤な副作用が発生した場合に対応するためのマニュアル作成等に関する検討を行い、産婦人科領域の副作用である「卵巣過剰刺激症候群」についてもマニュアルの作成が必要であるため、本会にマニュアル作成の協力方依頼があった。生殖・内分泌委員会で作成の検討を行うこととなった。

[資料：総務 15]

## (2) 文部科学省

①文部科学省医学教育課長より、産科医師が不足している病院に対する医師の派遣要請があり、要請に応じるためには派遣元大学病院に残留する産科医師の処遇改善のための経費が必要との回答をした。

[資料：総務 16]

②文部科学省学術研究助成課より、内閣府公益認定等委員会事務局が新制度に係る質問募集を行うとの情報提供があった。[資料：総務 17]

**落合理事**より「専門委員会の研究、専門医の育成・認定は公益事業、会員のみを対象とした研修会は共益事業に当ると思われる」との報告があった。

## 〔Ⅲ. 関連団体〕

### (1) 日本産婦人科医会

①第2回及び第3回学会・医会ワーキンググループ議事録(案)及び平成19年度活動報告(案)について [資料：総務 18-1～3]

### (2) 日本医師会

①日本医師会より、今期の疑義解釈委員会委員の任期が平成20年3月末日までであるので、来年度以降の委員推薦者1名を本年度中に決定して頂きたいとの依頼を受領した(1月24日)。[資料：総務 19]  
第8回常務理事会で落合和徳常務理事を引き続き委員として推薦することを、承認した。

### (3) 日本小児科学会

①同学会より、臨床研究・試験に関する利益相反の開示に関する具体的な規程・ガイドライン作成について検討を始めたが、その参考のため利益相反に関する本会の状況を知りたいとの依頼があり、第8回常務理事会での審議を踏まえ回答した。[資料：総務 20]

### (4) 日本癌治療学会

①同学会より、がん診療ガイドライン委員会委員の任期が1月末をもって終了することに伴い、本会から推薦している各委員の任期継続の可否につき照会があった(回答期限:2月12日)。[資料:総務 21-1]

②がん診療ガイドライン委員会委員に関して、日本婦人科腫瘍学会より回答があった。

[資料：総務 21-2]

**落合理事**より「金澤浩二委員から梅咲直彦委員に変更になった旨を通知した」との報告があった。

## 〔Ⅳ. その他〕

(1) 医療ネットワーク支援センターより「“女性の健康週間” イベント ウーマンズヘルスケアフェスタ」(開催日：平成20年3月1日～8日、会場：カナルカフェ、東京)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(2月14日)。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

引き続き**落合理事**より2月22日に開催した運営委員会の審議内容が答申された。要旨は以下の通りである。

イ) 女性会員が増加している(会員に占める女性の比率：30歳未満70.3%、40歳未満56.1%)。男女共同参画を重視する観点から、女性会員にも各種委員会に参加して頂きたい。

ロ) 全国各地の大学、自治体で産婦人科勤務医師の待遇改善への独自の動きが認められてきている。



- 各地域、施設、国立・私立によって問題意識にもかなりの温度差があるが、各地方部会との連携を強化し情報の共有・分析して産婦人科勤務医の待遇改善をさらに進めていきたいと考えている。
- ハ) 専門委員会の来年度事業計画として診断基準・ガイドラインの作成があるが、その性格、内容および作成の手続き、公表方法について留意する必要がある。本会としては作成した診断基準・ガイドラインの周知や教育について重視し、一層推進すべきである。国際的な基準との整合性や診断基準・ガイドラインの英文化や広報も必要である。一般診療に対するガイドラインとの区別や各関連専門学会との連携などをさらに検討する。
- ニ) AFOG 教育基金について、AFOG 加盟学会として重要な事業として位置づけ、積極的に募金活動を広報し推進する。
- ホ) 名誉会員選考委員会を開催し、名誉会員および功労会員候補者を選定し、推薦を決定した。後ほど答申する。

## 2) 会 計 (岡村州博理事)

### (1) 会費納入状況

1月31日現在の会費納入状況は、在外会員69名、保留者1名を含め、会員数15,424名(うち高齢会員1,629名)、会費納入者数14,351名(うち高齢会員1,479名)、未納者数1,073名、納入率93.0%であった。[資料:会計1]

**岡村理事**「高齢会員の会費納入率は1月末時点で82%となっている」

### (2) 地方部会宛通知

①関係地方部会宛に、2ヵ年以上の会費未納会員(1月31日現在86名)の会費納入督促と、未納であれば会員資格の喪失の手続きを進めることになる旨を通知した。

②1月31日現在の会費納入状況に会員索引を添え、未納会費の納入依頼と機関誌の発送停止、2ヵ年間会費未納会員、住所不明者、住所移動の取扱い等、平成19年度物故会員宛弔電立替料金の精算依頼を通知した。

### (3) 初期研修医の会費(5,000円)納入状況について [資料:会計2]

初期研修医の入会者数は2月8日現在で48名(1年目17名、2年目31名)となっている。

### (4) 平成19年度収支計算見込み、平成20年度予算編成について

1月11日開催の事業計画会議を経て、2月8日に会計担当理事会を開催し、平成19年度収支計算見込みおよび平成20年度予算編成の最終案について協議した。[資料:会計3]

**岡村理事**より平成19年度収支計算見込み及び平成20年度予算について資料に基づき「平成19年度の収入は、産婦人科必修知識2007の販売が予算比700万円の減収となることを主因に、予算比1,035万円の減収を見込む。支出に関しては略予算どおりとなり、従って当期収支差額は744万円の赤字決算となる見込みである。平成20年度予算の概要に関して、収入面では4月刊行の産婦人科診療ガイドラインは1,600万円の販売収入を見込み、支出面においては出版社との契約更改によりJOGR発行費用は前年度予算対比で1,125万円の支出減となり、当期収支差額は148万円の黒字予算を組んでいる」との説明があった。

特に異議なく、平成19年度収支計算見込み及び平成20年度予算を承認した。

### (5) 税務調査の動向について

**岡村理事**より本郷税務署による税務調査の現況について「1月24日以降3回交渉を行っている。最終的な結論は3月中に出される予定である。学術講演会会計におけるランチョンと商業展示に関しては席貸業として収益事業と判定される可能性が高い」との報告があった。

## 3) 編 集 (岡井 崇理事)

### (1) 会議開催

①2月8日に和文誌編集会議、JOGR編集会議を開催した。

②第3回編集担当理事会を2月22日に開催した。

(2) 英文機関誌 (JOCR) 投稿状況：2007年投稿分 (12月末現在) [資料：編集1]

投稿数709編 (うちAccept 145編、Reject 331編、Withdrawn/Unsubmitted 67編、Under Revision 46編、Under Review 116編、Pending 4編)

英文機関誌 (JOCR) 投稿状況：2008年投稿分 (1月末現在)

投稿数63編 (うちAccept 0編、Reject 5編、Withdrawn/Unsubmitted 5編、Under Revision 0編、Under Review 46編、Pending 7編)

岡井理事より「JOCRに関して年度ごとに投稿が増えている。採択率は2006年で36%、2007年は約30%である。投稿数を国別に見るとトルコ、日本、エジプト、フランス、韓国、中国などからの投稿がありインターナショナルになってきている。インパクトファクターはまだ今年は改正されていないので次回に報告する。ケースレポートが多い傾向にある。現在の問題点は査読にかかる日数である。平均で50~60日かかっているのが現状であり、改善に関して検討している。いい論文を載せるためにInvited Articleも考えている。昨年に行ったベストレビューア一賞を今回は各分野から4人選出している。査読数と査読の速さを点数化して選考した。学術講演会の閉会式で授与式を行いたい。和文誌に関しては臨床で問題になっている事例などを特集記事として掲載している。内容に関して適正か否か会員にアンケート調査を行う予定である」との報告があった。

吉川(裕)理事「投稿論文が増えてくると、粗雑なものも増えてくると思われ、immediate rejectionも必要になってくるのではないか」

岡井理事「既に、査読に回す前にimmediate rejectionをしているケースもある。この場合、査読にまわる前に編集委員の段階でrejectしている」

#### 4) 学 術 (吉川裕之理事)

##### (1) 学術委員会関連

###### 1) 会議開催

①2月21日に以下の会議を開催した。

第1回学術集会期間短縮準備委員会

第1回学術講演会評価委員会

平成19年度学術奨励賞予備選考委員会

②第60回~第62回プログラム委員会代表と学術委員会で、学術講演会運営要綱の新規作成と学術委員会運営要綱改訂の作業のための第1回会合を2月8日、第2回会合を2月21日に開催した。

③学術担当理事会、第3回学術委員会を2月22日に開催した。

吉川(裕)理事「学術講演会の3日間開催に関して期間短縮検討委員会があったが、今年度と来年度は期間短縮準備委員会として3日間開催でのプログラムの検討について協力する」

##### (2) 第61回学術講演会プログラム委員会関連[資料：プログラム委員会1-1, 1-2]

###### 1) 会議開催

①第1回プログラム委員会を1月25日に博多で開催した。

②第61回学術講演会シンポジウム演者選考委員会を2月21日に開催した。

###### 2) 第61回学術講演会シンポジウム2担当者の公募期間延長について

第61回学術講演会シンポジウム課題担当者について、第3回理事会での決定に従い、シンポジウム2(生殖・内分泌)課題名：「中枢神経関連生理活性物質の生殖機能へのかかわり」の公募期間を平成20年1月15日まで延長することにつき、学術講演会ホームページで周知するとともに、会員にメールリスト一斉配信で通知した。

嘉村理事「第61回学術講演会プログラム委員会は1月25日に博多で開催し、3日間の学会の素案を示して賛同頂いた。一般演題について、従来1,200題程度の応募があり、ここ数回は倫理などの内容に問題の数題を除いて全てを受け付けたという経緯がある。ところが3日間になるとポスターとして受け

付けることができる演題数は物理的に1,000題位が限界である。そこで採点に差がつくように5段階に分けて採点してもらい、採点者の点数を集計した上で採用を決める方針とした。応募演題数にもよるが、一応このような方針で演題採択を行うことにさせて頂いた。

- ・特別講演 東京女子医科大学太田博明教授『産婦人科で果たす女性の健康支援としての役割』
- ・シンポジウム1(周産期)『産科出血と胎盤異常』シンポジスト炭竈誠二先生、松岡隆先生、村山敬彦先生、吉田敦先生、座長は木村正先生。もう一人の座長は木村先生が決める。
- ・シンポジウム2(生殖内分泌)『中枢神経関連生理活性物質の生殖機能への関わり』シンポジスト岩佐武先生、金崎春彦先生、田村博史先生、そして指定発言として河村和弘先生。座長は倉智博久先生と峯岸敬先生、そして基礎(生理学)から推薦者1名。
- ・シンポジウム3(腫瘍)『卵巣がんの新たな治療戦略-基礎から、そして臨床から-』シンポジスト澤田健二郎先生、鈴木直先生、那波明宏先生、松村謙臣先生。座長は杉山徹先生と小林浩先生

**吉村理事長**「河村和弘先生は第60回でもシンポジストをされる。違った項目で話をして頂くのであればいいが、受精機構『卵成熟、胚発育、着床』となると、テーマが同じようだと思う」

**堂地理事**「今年のシンポジウムでも実験系が一緒であることが問題視されて、倉智先生が直接本人と相談し指定発言となっている」

**吉村理事長**「それを考慮されているなら結構である。研究内容は非常に立派であり問題ないと思う」以上協議の結果、特別講演、シンポジウムにつき、承認した。

### (3) 第62回学術講演会プログラム委員会関連 [資料:プログラム委員会2-1,2-2]

#### 1) 会議開催

①第62回学術講演会シンポジウム課題選考委員会を1月28日に開催した。

**稲葉第62回学術集会長**「第62回学術講演会のシンポジウム課題について報告したい。先月の28日にシンポジウム課題選考委員会を開催した。周産期、生殖・内分泌、腫瘍の3部門から『新生児脳障害の減少に向けて』、『子宮内膜の機能調節とその病態』、『婦人科癌における妊孕性温存治療(手術および薬物療法)』の3題を決定した。

・シンポジウム1(周産期)『新生児脳障害の減少に向けて』キーワードで、胎児機能不全の最後に“無過失補償制度の法的解釈”を付けているが、これは未だ決定されていないので削除した。

・シンポジウム2(生殖・内分泌)『子宮内膜の機能調節とその病態』キーワードで、“免疫能”を付け加えた。

・シンポジウム3(腫瘍)『婦人科癌における妊孕性温存治療(手術および薬物療法)』この文章の冒頭を“近年の女性のライフスタイルの変化に伴い”と修正した。

また“論議の争点”を“議論の争点”に、“さらに”を“一方、”に、“その成果を集積し検討することは臨床的に意義深いことと考える”を“その成果を集積し検討する”に、修正した」

**岡村理事**「周産期に関して“28週未満の症例や多胎児は除く”と書いてあるが、実は周産期のシンポジウムのテーマは先生方が知恵を絞って出しているにも拘らずなかなか応募がない。FIRSにしても28週未満のFIRSは当然あるわけで、また多胎児でPVLが起こることも非常に大きな問題になっているので、この項目は外した方がたくさんの応募が集まり色々な切り口から議論できるのではないかなと思う」

**稲葉第62回学術集会長**「昨日の学術委員会でも同じような意見が出された。もし応募がない場合は大変に苦慮するので、この理事会で審議頂きたいと思う。課題選考委員会では逆に応募が非常に多くなるのではないかと心配をされたようである」

**岡村理事**「“脳障害”“FIRS”とキーワードがあり、実際にはこの胎児感染を起こしたと思われる症例で28週未満の症例は沢山ある。従って28週未満の症例を全部除いてしまうとかなり限定されると思う」

**佐川理事**「昨日の学術委員会でも岡村先生と同じことを本職は申し上げた。28週未満は数的には非常に多いわけで、それを除いた非常に偏った群だけで発表すると全体像を捉えることが出来ない。沢山応募がある中で選考する方が、シンポジウムとしてはいいと思う」

**吉村理事長**「同じ意見である。シンポジウムは演題に応募して頂く人が多い方が当然良い。門戸は開いた方がよいという感じがする。これは除くということで宜しいか」

**吉川(裕)理事**「学術委員会としては、課題4つは多すぎるということで減らす方向である。公募シンポジウムとしては2課題で、3つが多いかどうかは分からない。プログラム委員会で前もっていくつ選考するかを決めて、部門別の選考委員会を作れば課題が選ばれやすくなる。これは集会長とプログラム委員会の裁量の範囲内であるが、最初に幾つのシンポジウムをやるかを決めて選考するようお願いしたいと思う」

**吉村理事長**「プログラム委員会に任せているからこうした障害が出てくるということなのか」

**吉川（裕）理事**「この扱いは非常に難しい。学術委員会の立場は報告を受けて確認をするということになっている。今日は敢えて学術委員長からの報告ではなくて、プログラム委員会あるいは学術集会長から直接この理事会に諮って頂いている。集会長の裁量権を大きくする立場から本職の判断としては、プログラム委員会あるいは学術集会長から直接理事会に諮り、理事の意見を頂いて検討をする。学術委員会での十分な議論を受けて、理事会に出す案に関しては学術集会長にお任せしたわけである」

**和氣理事**「プログラム委員会の審査結果を学術委員会が承認する。この承認をするということは、そこで議論が尽くされるということである。プログラム委員会が提案したことを100%受け入れるのであれば、それは事後承認である。本当に学術集会にとっていいものかどうかは、学術である程度決めなければならないのではないのか。従来から学術でも問題であったのは、各分野別にタイトルの選考委員会ができていて、そうすると学際的なものが一切開かれなくなってしまう。それがあってテーマの選定にあたっては集会長が勿論中心になって考えていかなければならないが、学際とか様々なことを含めて学術にも諮問して決めて頂くことが必要だと思う」

**吉川（裕）理事**「和氣先生が作られた運営要綱に学術委員会の承認が要ということが書かれていない。“学術集会長の裁量に任せる”と書いてあり、学術委員会の役割は不明である。報告を受けるということは、そこで何をすべきというのはなくてプログラム委員会が寧ろ理事会に諮るという形になっている。学術集会長の裁量権を大きくしていること自体は、決して悪いことではない」

**吉村理事長**「それは悪いことではない」

**吉川（裕）理事**「4つの選考委員会を部門別に作ってしまうと、どうしても多く選ばれてしまうので、その前に幾つのシンポジウムをやるかを学術委員会に諮る。そこで多くても2つにしてくれということであれば、プログラム委員会が各部門別にやるかやらないかを調整できる。そのシステムが今のところはっきりしていない」

**嘉村理事**「確かにプログラム委員会と学術委員会との接点がないので、主催校で全てを決めさせて頂いた結果今回は3つになったわけである。決定の前に一度学術委員会の意見を伺っておくべきではないかと思う」

**岡村理事**「第60回学術集会長を受けた時、学術集会長にかなりフリーハンドを持たせているので、シンポジウムを4つやろうが1つにしようがそれは学術集会長が決めてくれという話だったと憶えている。学術集会長にかなりの裁量権を認めているというのは非常に有難い。基本的なことは学術でやって頂く。基本のベースはあるので、それにどれだけ学術集会長の自主性を重んじて頂くかを、今後は非学術委員会と考えて頂きたいと思う」

**吉村理事長**「演題が集まらなくなってきたというのは研究のアクティビティが落ちてきたということである。忙しくて研究に時間が割けないということがあがると思う。これは一番大事な問題なのでもう一度岡村先生や嘉村先生のご意見もよく承って、いいものを作って頂きたい」

以上協議の結果、原案を一部修正の上シンポジウム課題につき、承認した。

(4) 平成19年度学術奨励賞推薦者について [資料：学術1-1, 1-2]

**吉川（裕）理事**より「候補者は周産期部門2名、生殖部門3名、腫瘍部門2名、女性のヘルスケア部門が1名であった。予備選考委員会で唯一生殖医学部門から河村和弘先生が推薦された。学術委員会において、運営要綱の規定どおりに投票を行い、28名のうち27名が該当するという判断をされた。従って学術委員会としては河村和弘先生を推薦する」との提案があり、特に異議なく、承認した。

(5) 学術委員会・学術講演会運営要綱の改定について [資料：学術2]

**吉川（裕）理事**「現在、学術委員会運営要綱があるが、学術委員会自体の運営要綱と学術講演会に関する運営要項を第1部、第2部とに分けて、学術委員会・学術講演会運営要綱として改訂することにつき2月8日、2月22日に協議をした。従来の学術委員会運営要綱を“第1部学術委員会運営要綱”、“第2部学術講演会運営要綱”に分けるということである。

第2部の学術講演会運営要綱の中で“学術集会長”という用語を“会長”と略して記載、呼称が出来る場合を決めておきたいとの点について諮りたい。実際に“学術集会長”を“会長”に変えるということではない。既に“会長講演”は継続して使われており、プログラム上の記載として、例えば会長講演とか会長企画シンポジウムを使うことを考えている。それから学術講演会会期中の呼称を、例としてアナウンスと書いてあるが、“第〇〇回学術講演会の会長”としても、所謂本会の理事長と混同することがないシチュエーションであると考えられるので、この2つに関しては略して“会長”とした方が寧ろ

便利なのではないかと思う。学術集会長が自ら適当な解釈で“会長”を使ったと誤解されないために、寧ろ使ってよい場合を規定しておいた方が宜しいということで、学術委員会の承認を得たので、協議して頂きたい」

**吉村理事長**「学術集会長を“会長”と略してプログラム上の記載や会期中呼称することができる。他は“学術集会長”とするということである。それ以外で、会期は原則として4日以内とあるが、このままで宜しいか」

**吉川（裕）理事**「定款施行細則に則っている。定款細則は4日以内となっており、4日に戻すことができるままである」

**落合理事**「定款施行細則を変えるということであれば、ここでお諮りして整合をとらなければいけないが」

**吉川（裕）理事**「取り敢えず定款細則を変えないで、3日にしているという解釈である」

**嘉村理事**「総会は前日に開催されるので通算4日になるが、これは日数には含めないということか」

**吉川（裕）理事**「その通りである。今回、付け加えたのは18頁である。プログラム委員会は多い時には同時に3つ存在する。この表にあるように、学術集会長に選出されてから学術講演会開催に至るまでの間、プログラム委員会が何をするかタイムテーブルを作成した。学術集会長に選ばれた先生にはこの表が非常に役立つと思う。あとは大きな変更点はない」

**岡村理事**「編集委員会を通さなくてもプログラム委員長の裁量で抄録をつくり、それを機関誌2月号に掲載することを、何かの機会に確認させて頂きたい」

**吉川（裕）理事**「編集委員会としてはなかなか呑めないようであるが、編集委員会と話し合いながらそこは整理したい」

**吉村理事長**「どうして編集委員会は異論があるのか。プログラム委員長に任せてもいいのではないか」

**吉川（裕）理事**「1月に言われても2月号には間に合わないということである。12月に原稿が来ていれば、2月号には掲載できる。まだ議論の余地はある」

**吉村理事長**「出来る限りプログラム委員長の裁量で出来るようにして頂くのが宜しいかと思う」

以上協議の結果、学術委員会・学術講演会運営要綱の改定について、承認した。

## 5) 渉外（嘉村敏治理事）

[FIGO 関係]

(1) FIGO Committee for the Ethical Aspects of Human Reproduction and Women's Health から ethical guidelines を受領した。第8回常務理事会で協議の結果、倫理委員会で検討の上、本会意見を提出することとした。[資料：渉外1]

[AOFOG 関係]

(1) Educational Fund について [資料：渉外2]

**嘉村理事**より「AOFOG の教育基金への協力に関して、昨日の総務担当理事会でアジアの中で我が国が果たす役割を考えた時に、この趣旨にあるようなことに関してきちんと貢献すべきであるとの意見があった。現在、ボランティアベースで寄附を募っているが、どうしても集まらない時には地方部会にお願いする等強力で推進して目標額を達成すべきとの意見も出された」との報告があった。

**吉村理事長**「我が国としても協力をしなくては行けないだろうということで10百万円の目標額を置いている。ボランティアベースではなかなかお金が集まらないということがあるので、理事の先生にはいくら、代議員の先生にはいくらと、そういったことも考えていかなければいけないとの気持ちでいる。強制的にやるのもどうかと思うが、大切な教育基金であるので本会としてサポートをしていくべき必要性があるという気はする」

**丸尾監事**「地方部会に案内を出して頂ければ、出来ることはやって頂けると思う。まずは有志に呼びかけているわけだが、非常に重要な内容であるので地方部会は協力すると思う。本職は地方部会長ではないが、必要性を地方部会長に伝えてそれなりのことをしたいと思う」

**吉村理事長**「もう少し訴えるような文面にして各地方部会にもお願いすることとしたい。各理事の先生にもお願いすることがあると思うので、宜しくお願ひしたい」

**落合理事**「総会でもこの件を説明して頂いて、代議員の先生にも協力して頂けるよう理事長から触れて頂ければと思う」

(2) Audit of ART services -AOFOG を受領し、登録・調査小委員会で検討することとした。

[資料：渉外 3]

**嘉村理事**より「ART に関して調査が来たので、齊藤登録・調査小委員長にこのようなアンケートに対応できるかを含めて検討して頂く」との報告があった。

[その他]

(1) 第 8 回常務理事会にて ACOG Annual Clinical Meeting (5 月 3 日～7 日) 及び SOGC Annual Clinical Meeting (6 月 25 日～29 日) へ本会から嘉村敏治渉外担当常務理事と落合和徳総務担当常務理事の 2 名を派遣することを、承認した。

(2) TAOG 2008 Annual Meeting (3 月 15 日～16 日) について

**嘉村理事**より「台湾産婦人科学会の年次総会に本職を含めて 3 名が出席する。若手医師が参加するので、彼らがどんな研修をするのかも見たいと考えている」との報告があった。

## 6) 社 保 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

①第 6 回社保委員会を 3 月 14 日 (金) に開催する予定である。

(2) 要望書の提出について

①切迫流産例、切迫早産例に対する超音波検査保険適応についての運用申請書を厚生労働省保険局長、医療課長及び日本医師会長宛に提出した (2 月 17 日)。

**和氣理事**「4 月 1 日から運用の予定である」

②リピオドール・ウルトラフルイドの医療上の必要性についての要望書を厚生労働大臣及び日本医師会長宛に提出した (2 月 14 日)。  
[資料：社保 1]

(3) 切迫流産例・切迫早産例に対する超音波検査適応の運用開始に関する会員への広報について

[資料：社保 2]

(4) ヘパリンカルシウム適応外使用要望書について

**和氣理事**「周産期委員会から抗リン脂質抗体症候群の治療薬としてヘパリンカルシウムの承認に関する要望書を受領したのを受けて、3 月の社保委員会で審議後、厚生労働省へ提出する予定である」

(5) 厚生労働省保険局宛にゴナドトロピン製剤の在宅自己注射保険適用に関わる要望書に対する検討状況ならびに当該薬剤の保険適用の予定について照会の文書を提出した (2 月 12 日)。  
[資料：社保 3]

(6) 落合和徳常務理事より「2 月 1 日中央社会保険医療協議会があり、平成 20 年度診療報酬改定について審議された。複数の学会が働きかけたリンパ浮腫に関する診療に関し『リンパ浮腫指導管理料』が新設されることとなった」との報告を受けた。  
[資料：社保 4]

(7) **和氣理事**「朝日新聞 1 月 21 日付『ピル無許可でネット販売』との記事があり問題のある行為であるとの認識である」  
[資料：社保 5]

**吉村理事長**「社保の中でも大切なのは、切迫流・早産の超音波検査の適用である。16 週から 35 週まで、入院は週 2 回、外来は週 1 回ということである。入院も包括ならあまり関係ないが、外来では週 1 回は必ず認められるということになるとこれは大変な収益につながってくる。ホームページに載せたほうがいいと思う」

**柏村監事**「包括評価では切迫早産が非常に低く評価されているので、そのことを検討の視野に入れて頂きたい」

**吉村理事長**「DPC 包括になっているので、そこの評価が低ければ意味がない。それも検討して頂きたい」

## 7) 専門医制度 (星 和彦理事)

### (1) 会議開催

①第4回中央委員会を1月26日に開催した。

### (2) 認定二次審査(面接試験)担当者推薦依頼

平成20年度専門医認定二次審査は平成20年7月26日(土)(筆記試験)、7月27日(日)(面接試験)の2日間、東京と大阪の2会場で開催される。面接試験担当者の選出は本年度と同様に各地方委員会委員長に対し、推薦方を依頼した(12月20日)。

(3) 各大学産婦人科学教室及び卒後研修指導施設に対する研修医の産婦人科への入局動向調査実施について [資料: 専門医制度 1-1, 1-2]

**星理事**より「初期研修が終わって専門研修に入った先生方がどれくらい産婦人科を希望しているか実態調査を行った。大学の医局に入局する方が255人、うち男性が97人、女性が158人となっている。卒後臨床研修施設からは7割方の回答が得られているが、127人、うち男性49人、女性78人となっている。合計すると382人で少し回復してきた気がする。各病院と大学病院に入局した方が重なっていないかどうか検討しなければいけないかと考えている。都会の大学病院には沢山入っているようであるが、地方は厳しい状況が続いている」との報告があった。

### (4) 専門医申請審査について

①研修内容を見直し、平成23年度の申請から手術症例等に必須項目を入れることになった。

②筆記試験結果について各分野に最低点を設けることになった。

**星理事**より「研修内容の見直しについて平成23年度の申請から手術症例等に必須項目、dutyを課すことにした。また、平成20年度からの予定で筆記試験結果について、各分野に最低点を設けることを決めた。手術症例に関して基本中の基本である腹式単純子宮全摘術を5例以上執刀していることをdutyにしたい。子宮内容除去術についても10例をdutyに加えることとした。常務理事会では帝王切開も症例数をdutyに入れたらどうかと指摘された。この点については来年度の第1回中央委員会で検討し具体的な症例数を決めたいと考えている。筆記試験については、ある分野の成績はかなり良いが、他の分野の成績が非常に悪いという先生がいる。総合点では合格点に達したとしても、各分野の点数があまりにも悪い人は不合格にする場合がありうるということを来年度からは周知したいと考えている。目安として各領域でおおよそ30%以上の点数は取っていないと総合点がよくても不合格にするとの内規を決めさせてほしい」との報告があった。

### (5) 学術集会時に配布するシールについて

第8回常務理事会で審議の結果、第60回学術講演会より30単位(シール)を配付することを承認した。[資料: 専門医制度 2]

**星理事**より「学術講演会に配布するシールについて、今までは土曜と日曜日に行われている生涯研修プログラムに10単位、月曜日と火曜日に行われている一般演題を含む講演に10単位という決まりがあった。第60回学術講演会からは毎日研修プログラムが平行して行われる形がとられ、従来のシール発行の形態が出来なくなる。また10単位のシール発行の目安は都道府県単位の研修会であるが、学術講演会のプログラム内容や時間等を勘案すれば、30単位若しくは50単位を配布しても宜しいのではないかという意見もあり、何単位がいいか検討させて頂いた。もう1つの理由として、将来的に学術講演会に出席したことが専門医の更新時の要件に入ってくる可能性があるということである。そうすると学術講演会に出たというシールがメルクマールとしてあった方がいいということもあり、種々検討した結果、3日間ないし4日間の学術講演会に出席した場合は30単位の特別シールを発行するとの結論となった」との報告があった。

(6) 広報委員会より依頼があり、卒後研修指導施設を学会ホームページ(一般ページ)に掲載することとした。

(7) 後期研修医という呼称の変更について第8回常務理事会で呼称変更を検討する方向性を確認した。

**星理事**より「初期研修が終わって専門医を取るまでの身分というか名称に関して、一般的には“後期

研修医”と呼ばれているが、その名称を使いたくないという要望が出ている。常務理事会から名称を検討するように指示を頂いたので、今後中央委員会で検討したいと考えている」との報告があった。

(8) 地方委員会宛通知について

平成 20 年度新規専門医認定審査に関わる案内・受験票、平成 19 年度生涯研修実施報告書、平成 19 年度卒後研修指導報告書、地方委員会所在地・専用口座確認依頼状を送付した（2 月 8 日）。

(9) 12 月 31 日付朝日新聞記事「専門医師認定 54 人不正」について [資料：専門医制度 3]

朝日新聞から 12 月 10 日付で本会に専門医の資格認定試験について問い合わせがあり、不正や処分はなく、本会規約に則って厳正に行っている旨の回答を行った。

星理事より「朝日新聞から本会は如何かという問い合わせがあり、不正や処分の事跡はないと回答した」との報告があった。

吉村理事長より「専門医の審査の時に、手術症例などに必須項目を設けたほうがいいのではないかとの提案である。もう 1 点は、第 60 回学術講演会から 30 点の特別シールを配布するということである。これらの点について了承頂きたい」との提案があり、異議なく、了承した。

落合理事「専門医申請の際の手術症例数等について、他国では専門医の基準をかなりシビアに決めているところがある。ACOG では日産婦で認定された産婦人科専門医をある程度認めて頂いているが、これがあまりにかけ離れないようにお願いしたい。日本の今までの内容も示してきたので、症例数は問わないとなると日本の専門医のステイタスにも関わると思う。その点を検討頂きたい」

## 8) 倫理委員会（星合 昊委員長）

(1) 本会の見解に基づく諸登録（平成 20 年 1 月 31 日）

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：67 研究
- ②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：603 施設
- ③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：603 施設
- ④顕微授精に関する登録：470 施設
- ⑤非配偶者間人工授精に関する登録：16 施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数：57 例[承認 43 例、非承認 4 例、審査対象外 1 例、照会中 5 例、審査中 4 例]

(3) 会議開催

- ①第 5 回倫理委員会を 2 月 19 日に開催した。
- ②第 9 回登録・調査小委員会を 2 月 27 日に開催する予定である。

(4) JISART からの「卵子提供体外受精実施の申請書」に関する本会の回答に対し、JISART より本会の意向を尊重するとの報告を受領した（12 月 18 日付）。[資料：倫理 1-1]

また、JISART からの文書送付依頼に対し、文書を送付した（1 月 23 日付）。[資料：倫理 1-2]

(5) ①平成 20 年 2 月 1 日付けで根津八紘会員が平成 18 年以降 3 組の代理出産を実施したと報道されたため、本件報道について本人に事実確認の文書を送付した。また、会員向けに代理懐胎に関して本会の見解を遵守し、逸脱する行為は厳に慎むよう要請する急告を本会ホームページに掲載した。

[資料：倫理 2-1~3]

②根津八紘会員および代理人弁護士の連名で、本会への回答書を受領した（2 月 18 日）。

[資料：倫理 2-4]

星合理事より「1 月 31 日に日本学術会議の公開シンポジウムが開催され、シンポジウムが終了した直後に根津会員が平成 18 年以降 3 組の代理出産を実施したことを記者に発表した。本件報道について本人に事実確認をし、併せて本会の見解を遵守し逸脱する行為を厳に慎むよう配慮してほしいとの文書を送付した。同時に会員向けに代理懐胎に関して本会の見解を遵守し、逸脱する行為を厳に慎むよう要請する急告を理事長名と倫理委員長名でホームページに掲載している。根津会員から回答を頂いているが、



事実確認とずれた主張をしているとの感がある」との報告があった。

**吉村理事長**「日本学術会議のシンポジウム後に、根津八紘会員が代理懐胎をしたという報告を記者に発表した。本来であれば新聞報道があった場合は事実確認ということだけであるが、日本学術会議の会場で学術会議を全く無視した形で記者会見を行った。それに対して、我々が何も云わないのは如何なものかということで、根津会員に文書を出させて頂いたという経緯である」

(6) 登録調査小委員会齊藤英和委員長より、一括登録システムの経費を一括登録を希望する施設が負担することを検討したいとの要望書を受領し、第8回常務理事会で協議の結果、承認した。

[資料：倫理3]

**星合理事**より「ARTの登録は個別登録を依頼しているが、大量に実施している施設(10施設程度)から年間の一括登録をさせてほしいとの依頼が来ている。一括登録システムの安全性を確保するために年間150万円の経費がかかることが判明した。10施設のために経費を150万円使うことは如何なものかということで、一括登録を希望する施設に症例数に応じて負担をしてもらう方向で検討して良いということが常務理事会で了承された」との報告があった。

(7) 日本学術会議の「生殖補助医療の在り方検討委員会」は1月30日に報告書案を公表した。3月末迄に最終報告書を纏める予定である。[資料：倫理4]

**星合理事**より「日本学術会議の生殖補助医療の在り方検討委員会が1月30日に報告書案を公表し、31日に公開シンポジウムが開催された。未だ最終決定ではないので本日は記者会見でもコメントはしないつもりである」との報告があった。

(8) 着床前診断権利確認訴訟弁護団より日本弁護士連合会宛の「日弁連の生殖医療提言書撤回の申入書」を受領した(12月19日)。[資料：倫理5]

(9) 生殖補助医療における多胎妊娠防止に関する見解(案)について [資料：倫理6]

**星合理事**より生殖補助医療における多胎妊娠防止に関する見解(案)について資料に基づき「倫理委員会は、生殖補助医療における多胎妊娠防止に関する見解(案)を作成し会員に示したところ、多くの会員より貴重な意見を頂いた。これらの意見の趣旨を斟酌し、原案を一部修正したものを資料に示した。見解(案)は“生殖補助医療の胚移植において、移植する胚は原則として単一とする。ただし、35歳以上の女性、または2回以上続けて妊娠不成立であった女性については、2胚移植を許容する。治療を受ける夫婦に対しては、移植しない胚を後の治療周期で利用するために凍結保存する技術のあることを必ず提示しなければならない”というのが、倫理委員会での決定案である。平原先生から補足して頂く」との説明があった。

**平原理事**から文言の修正点に関する説明があった。

**吉村理事長**「周産期の先生方からなるべく双胎は減らすような努力をしてほしいとの意見があった。生殖内分分泌委員会から、検討の結果移植する胚は原則として単一とする旨の強い要望があった」

**星合理事**「原案の“2個以内とし、単一を目指す”という表現に関して、2個以内というのは甘すぎるという意見と、40歳以上は3個を認めてもらわないと困るとの意見を頂いた。今回提案したのは生殖内分分泌委員会で再度検討したものを倫理委員会でも検討した修正案である」

**吉川(裕)理事**「例外というのは35歳以上か、2回以上妊娠不成立の場合だけ2胚移植を許容し、それ以外は単一であるとの意なのか」

**吉村理事長**「そういう意図である」

**吉川(裕)理事**「そうすると“原則として”は削除して宜しいかと思う」

**星合理事**「個人的な意見であり委員会の決定ではないが、この会告違反がどの程度でてくるかということ考えると“原則として”を入れておきたいと思う。多分一例一例を徹底的に調べるということになれば、ある程度の数の違反は出てきてしまうのではないかと想定している。勿論、遵守してもらわなければならないが、そういう意図がある。その上で削除するというのであればそれは構わない」

**嘉村理事**「会告の改定にあたっての前文のところに“現在産婦人科医が少なく、相対的にきわめて不十分な状況である”ということは、“産婦人科医が増えてくれば、この問題は解決できる”と逆の解釈が出来るようにもとれる感じがする。“早産児の予防に対して不利である”という意味合いが大切なのではないか。産婦人科医が増えてもこの問題は必ずしも解決しないと考える」

**星合理事**「そのことも検討した。医療施設側の問題で制限したいということではなくて、“多胎妊娠

の増加にともない、管理を要する母体と出生する早産児が増加したこと”という表現であるので、原則的には医療設備が足りないから制限するわけではなく、予後が悪いから制限する。それに加えて、現在は設備も足りないという趣旨にしたつもりである」

**岩下理事**「双胎と単胎との間のその脳内周産期擁護に差があるのかというデータがすぐにでるかどうかという問題があったので、このような表現をしている」

**平原理事**「産科が大変だということを余りにも強調されるといけないかとは思いますが、この前のディスカッションで周産期の現状の問題点をどうしても云わざるを得ないということがあったので、原案よりも少し強いアクセントの書き方をした。確かに“人が足りてきたら多胎でも十分大丈夫じゃないか”と云われてもおかしくないのですが、そのあたりところは十分審議頂きたい」

**久具幹事**「原案では、双胎は確かにリスクが高いが、現在の周産期医療の水準をもってすると、過去に比べると双胎に対してもかなりケアはできている。問題は、周産期医療の質は非常に良くなってきているけども、その供給体制が不十分であると思った。そこで、“施設、医療者とも、その量において相対的にきわめて不十分な状況”としている。“その量”という言葉を使ったのは、施設とか医療者の数、人数を意味するのではなく、キャパシティ全体を“その量”という言葉で表している。同時に、“その量”と書くことによって、その対立概念である質の方はある程度高い水準になっているということのを匂わせているわけである。従って、質の方は良いが量が悪いからこのような状況になっているということを読み取ってもらいたい。そう思ってこのように書いた。尚且つ、量が不十分だから我々は非常に過酷な勤務になっていることを余り露骨に書くのも如何なものかということで、全体的に抽象的な表現としている」

**吉村理事長**「これは見解であり、見解というのは準医学的な意見を出しているということになると、医療資源がないとか、人的資源がないとかそういったことには余り触れない方が良いように思う」

**神崎理事**「“2回以上続けて”という表現は、1回目、2回目の単一胚移植を失敗して3回目から2胚という意味で捉えるのか。1回失敗して、次はもう2胚にする場合との妊娠率についての医学的な根拠はどうかということを開かれたときの回答については如何か」

**星合理事**「2回までは単一で、3回目以降2胚ということである。生殖内分泌委員会から色々なデータを出して頂いたが、胚移植をしている現況の数や凍結移植をしている数ということに関する資料はかなりあるが、妊娠率はどうかというデータは手元にないので、その資料を総会までに集めたいと思う」

**神崎理事**「そういう質問ができる可能性がある。また、35歳以上であれば2胚を許容するとすると、ボーダラインで受けられる方が結構多いので、最初は単一胚、2回目は35歳になってからでいいとか、そのような色々なことが出てくると思われるので、根拠をある程度示されたほうがいいと思う。これをきちんと守らない施設が多くなるということもある程度想定されるので、言葉、用語を入れられておいた方がそのときの対応にとっても宜しいかと思う」

**吉村理事長**「35歳に根拠があるかという点については倫理委員会でも問題となった。5歳ごとに区切り統計をとったということがあり35歳になったことと、アメリカの生殖医学会が、一応35歳と決めているといったこともあり、35歳としている。この点については、40歳以上は3個を許容するとかといった意見もあり、総会で質問があると思うので、出来る限りそういったデータを集めてお答えするようにはしていきたいと思う」

**矢野幹事長**「例えば、3個入れてしまう人も結構いるが見解違反になってしまう」

**星合理事**「字面通りであれば、その通りである」

**矢野幹事長**「従って“など”とかの表現をつけるのは如何か」

**星合理事**「それで“原則として”を付けたつもりである」

**佐藤監事**「生殖内分泌委員会の統計をみればわかるが、かなり違反している。3個以上とかそれが現状なので見解を出しても守らない人が多いし、すぐには出来ないと思うから、本職は原案でいいと思う」

**平岩弁護士**「例外は35歳以上の場合と2回以上続けて妊娠不成立だった場合に限定されているが、その2つだけか。例えば、“35歳以上の女性、または2回以上続けて妊娠不成立であった女性など、正当な事由がある女性については、あるいは、相当な事由がある女性については2胚移植を許容する”。そうすれば違反する人が少ない。会告がより守られるのではないかと思う」

**星合理事**「実は、委員会でも“2回以上続けて妊娠不成立だった女性など”とするとの議論もした。現実的に移植をしている統計を見ると、1個移植しているのが40%程度、2個合わせると90%位である。妊娠率はないが、このような表現でもいけるのではないかと考えた。例外規定があるので原則をここにつけるのはおかしいということであれば、直すことは吝かではない」

**神崎理事**「臨床の場で単一胚を移植している人というのは40%位である。ところが単一胚で失敗すれ

ば次は殆ど2個になる。先程2回以上という言葉にこだわったが、患者の心情を云うと、単一胚で失敗した時に、次にまた単一胚をとるとは云い難いので、どうしてもそこで2胚入れることになる。現実的には殆どはそうしていると思われる」

**星合理事**「この原文にこだわっているだけでなく、議論の根拠としては凍結胚を1個ずつ何回か移植するのと、2回目に2個移植するのでは妊娠率がどう違うかということ調べないと答えきれないということである」

**柏村監事**「この見解は本理事会で決定されるのにも拘らず今朝の新聞で報道されているのは何故か」

**吉村理事長**「どこから情報を得たのか知らない。12月の理事会で案を出し会員の意見を聞いた上で倫理委員会が修正した案を本日提案している」

**星合理事**「単一胚移植を目指すということは前回公表しており、色々なところから情報を得て、今日の理事会でこうなりそうだと憶測記事だと思う。本職は取材を受けた時に、決定していないので答えられないと申し上げた」

**武谷理事**「原則をどうするかとの議論があったが、この会告、見解をどのように扱うか。ある医療行為が明らかに非倫理的、非人道的、非合法的、有害的、技術的に大きな問題がある場合、学会が会員に対してこれを絶対的に規制していいという点について異論はないと思う。今回の場合は、双胎・多胎妊娠による母子への影響ということもさることながら、現時点での医療提供体制、供給体制をバックグラウンドとしてこれらのことを出したわけで、これは絶対的に医学的な指示をする会告とは質を異にするものではないかと思う。さらに、患者自身に対するインフォームドコンセントに関わるし、グローバルな医療経済ということも絡んでくるわけである。従って、どこまで厳密に会員に遵守を求めるかということについては、慎重な議論が必要ではないかと思う。その辺りを見解と原則で少しオブラートに包んだ方が宜しいのではないかと理解している」

**星合理事**「おっしゃる通りと思う。“35歳以上の女性、または2回続けて妊娠不成立だった女性など”の表現の方がよければ、そのように修正したい」

**吉村理事長**「“会告”を削除し“多胎妊娠に関する見解を改定するにあたって”として頂きたい」

以上協議の結果、文言を一部修正し、生殖補助医療における多胎妊娠防止に関する見解(案)を、承認した。

(10) 文部科学省研究振興局より、「ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成等に係る当面の対応について」の通知を受領した(2月21日)。[資料：倫理8] この通知を遵守するよう会員に周知するようとの依頼である。

## 9) 教育 (岩下光利理事)

### (1) 会議開催

- ①平成20年度の専門医認定筆記試験問題作成委員会を2月15日に開催した。
- ②第1回若手産婦人科医による学術企画検討委員会を2月21日に開催した。[資料：教育1]
- ③第3回教育委員会を2月22日に開催した。
- ④第2回サマースクール小委員会を4月13日に開催する予定である。

### (2) 「産婦人科研修の必修知識2007」頒布状況について

2月13日現在、入金済2,795冊、校費支払のため後払希望53冊、購入依頼28冊。

**岩下理事**より「昨日の教育委員会において必修知識という言葉を使用すると裁判で引用される可能性があるため名称を変えた方が宜しいとの提案があった。必修知識2011の発刊にあたっては名称変更を検討したい」との報告があった。

### (3) 用語集・用語解説集について

1月21日に再校があがり、峯岸小委員長が最終確認し、改訂第2版が3月末に発刊される予定である。(頒布価格予定：7,900円 税・送料別)。

**岩下理事**より用語集・用語解説集の表紙のデザインについて4種類の候補が提案され、岩下理事に一任することを、承認した。

### (4) 日本産婦人科医会に若手産婦人科医による学術企画検討委員会への委員推薦を依頼し、川端正清

先生が委員に就任した。

**櫻木理事**より若手産婦人科医師による学術企画検討委員会について資料に基づき説明があった。要旨は以下の通りである。

- (イ) ACOG に参加した若手医師の中から 10 名の先生が企画グループをつくり検討してきた。今後は各ブロックから若手医師を推薦して貰うことも考えている。
- (ロ) 企画案を大きく分けると①討論会形式、②パネルディスカッション形式、③ミートザエキスパート形式である。討論のテーマとしては、①産婦人科女性医師の就労問題、問題意識として産婦人科医を一生続けるには何が必要かをとり上げている。これは男性医師が少なくなりどう増やしていくかと裏腹の問題である、②産婦人科医療の地域格差問題、の 2 点である。それからミートザエキスパートについては彼らが主体となって講師やプログラムを企画する。内視鏡手術を実習を通じて学ぶことで、例えば糸結び体験などもあったらどうかということである。細胞診についても基礎的なことから教えてもらう場があればいいとの提案である。実施方法は可能であれば学会の企画の一つとして集会長にお願いしたい。出来れば嘉村先生の第 61 回学術講演会から開始させて頂ければと思う。委員会では討論会で産婦人科女性医師問題をとり上げて、ミートザエキスパートでは内視鏡手術がいいのではないかと考えている。
- (ハ) 参加資格制限に関しても議論された。
- (ニ) 学術講演会のプログラムの中での位置付けに関して、プレナリーは難しいので教育プログラム、モーニングセッション、ランチョン、あるいは展示会場などでの実施などについて議論している。性格としてはサマースクールと卒後研修プログラムの橋渡しである。

**岡村理事**「第 60 回集会長として発言したいが、この企画に反対するものではないことをまず云っておきたい。従来 International Junior Fellow のシンポジウムは金曜日の夜にスタートしており、所謂“学会内学会”が増えてきて、4 日の会期が 5 日になってきた雰囲気がある。従って第 60 回は兎に角 4 日の会期に収めるため総会と同時並行で開催する。第 61 回から会期が 3 日間に短縮されるので、その中で例えば今度はそれを総会と並行して開催するとなると、また 4 日間になってしまう。そのことを危惧しているので、是非その辺りを検討して頂きたい」

**櫻木理事**「先生が云われた通り、3 日間の会期では実現性について十分心配はしている」

**嘉村理事**「International Junior Fellow は ACOG や SOGC に出席した若手のドクターたちが世話をする形で行っている。それとメンバーがバッティングしてしまうのではないかと、International Junior Fellow が出来なくなるのではないかと懸念する。時間はとれるのではないかとと思う」

**櫻木理事**「企画している 10 名の若手の先生達は自分達が主体となり問題意識を持って非常に熱意を持ってやってくれている。現在の International Junior Fellow のプログラムとバッティングするというより連続性のあるものでないかと捉えている。出来ればプロGRESSする形で進めれば有難いと思う」

**岩下理事**「これは若手が決め、我々は全く口を挟んでいない。こういうことをやりたいといってきたるので、出来れば実現してあげたい。Junior Fellow の会とはダブらない格好で兎に角実施してみて、サマースクールのようにものすごくアトラティブであれば今後継続して行いたい」

**嘉村理事**「そうすると海外に派遣された若手が中心となって Junior Fellow をやるので、そちらもやって頂かないといけないが宜しいか」

**櫻木理事**「段々そういう人たちがリーダーシップをとってやってくれるようになると思う。この主体が ACOG 等に派遣された人ばかりではなくてブロックから推薦を受けた若い人たちが積極的に参加できる形にしていくべきだと思う」

**丸尾監事**「第 59 回学術集会では ACOG と SOGC に派遣された先生方を中心に Junior Fellow Committee を 1 年前の総会時に 10 数名のメンバーで構成し、論議を進めて頂いて Junior Fellow の会を行った。実際に若手の先生方だけでテーマを全部決め、食事についても要望があり、それを集会長として受け入れた。そのときは前日の金曜日に会を設定した。今後学術集会の会期が短縮される中で、総会の時間帯を有効に利用するのは非常に的を得ていると思う。するとどうしても木曜日の設定となり、一泊宿泊が必要となる。企業の援助が続く限りは相部屋で 1 泊泊まって、150 名位が集合することは十分やれる。若い人たちだけ 1 日早く木曜日を使うのはやむを得ないのではないかと。若い人に刺激を与えるための 1 日である」

**岩下理事**「これは担当校の意見で決まると思う。次回は学術講演会の会期中に委員会を開催するので、担当校からぜひ出席して貰い、意見を頂くことで宜しいか」

**嘉村理事**「Young Fellow も担当者を選び、会期中に打ち合わせをしたいと思う」

**和氣理事**「このプログラムの重要性は非常に認識している。期間短縮は若手の産婦人科医に沢山参加して貰う目的で金、土、日の3日間にした。それとの整合性をとりつつ何とか若手の産婦人科医が学術講演会そのものをエンジョイし、このようなプログラムにも参加できれば非常に有効であると思う」

**吉村理事長**「嘉村先生には出来る限りポジティブに考えて頂きたいと思う」

**吉川(裕)理事**「若手医師の学術企画は学術集會長の仕事を増やす形としないようにし、また学術集會長の出費が増えるのもよくないと思う」

**吉村理事長**「例えば学術集會長の担当校から新たに1人幹事を出して貰うようなことはしない。部屋を用意することは出来るか」。

**嘉村理事**「それは勿論出来る。ACOG とかに派遣された人たちが Young Fellow の会に精力を使うと、Junior Fellow がうまくいかないのではないかと懸念している」

**岩下理事**「十分理解している。一応教育委員会でオーガナイズする格好でお願いしたい」

#### (5) 産婦人科医育成奨学基金制度による海外派遣について

①2008年 Taiwan Association of Obstetrics and Gynecology (TAOG) 2008 Annual Meeting (会期；平成20年3月15～16日 於：台北)の派遣予定5名の選考を行った(応募11名、締切後1名)。

②海外派遣に関する内規(案)について [資料：教育2]

**岩下理事**より海外派遣に関する内規(案)について説明があった。

**和氣理事**「旅費も入れた方が宜しいのではないか」

**岩下理事**「冒頭にこの海外派遣の意義とどこまでサポートするかを入りたい」

**岡村理事**「今は協賛会社が旅費を負担している。これがもし無くなった場合は本会の予算から出さなければいけないとの認識で宜しいか」

**岩下理事**「明治乳業から5年間サポートをして頂いている。その間はこの事業を続けられる。それ以降の継続に関しては何も決まりはないが、恐らく続かないのではないかと思う」

**吉村理事長**「これは冠付きになったのでスポンサーを探さないとこの事業を継続することは出来ない。学会の会計に対しては一切負担を掛けないとの理解でいる」

以上協議の結果、海外派遣に関する内規(案)を、承認した。

(6) ICD-11 に対するご意見を婦人科腫瘍委員会、日本更年期医学会、日本生殖医学会、日本周産期・新生児医学会より頂き、整理した上12月末に厚労省 ICD 室に送付した。

(7) 専門医制度筆記試験問題を12月末に各領域の委員より頂き、1月よりブラッシュアップを開始した。

(8) 岡村州博第60回学術集會長の依頼により、International Seminar for Junior Fellows のチューター推薦依頼を本会の理事9名に出状した(2月12日)。

### III. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

#### 1) 広報委員会(平松祐司委員長)

##### (1) 会議開催

①第4回広報委員会・情報処理小委員会合同委員会を2月8日に開催した。

##### (2) JOBNET 公募情報について [資料：広報1]

**平松理事**より「応募件数は9件、採用決定は4件である」との報告があった。

##### (3) ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について [資料：広報2]

**平松理事**より「ログイン可能は6,993名で、2006年8月にスタートしたときよりも約970名増加している」との報告があった。

##### (4) フリーペーパーについて [資料：広報3]

**平松理事**より「朝日新聞が妊産婦や若い女性を対象に妊娠、出産、育児、健康について正しい知識、

情報を提供するために『アネティス』というフリーペーパーを作ることとなった。本会が編集に協力している。2月19日に創刊号が発行され、2,000施設位に置いて欲しいということで先日理事長と広報委員会委員長名でお願いの案内を出している」との報告があった。

(5) ホームページアクセス状況について [資料:広報4]

平松理事より「月平均約117千件のアクセスがある」との報告があった。

(6) 学会機関誌広告掲載企業のバナー広告掲載について

理事長と広報委員長の連名で機関誌広告掲載企業(5回以上掲載23社)に依頼書を出し、広報委員会がダイレクトに当該企業とバナー広告の掲載につき交渉することとした。

平松理事より「広報から直接各企業にバナー広告をお願いしている。日本ベクトン・ディッキンソンと久光製薬が3月から3ヶ月間バナー広告を載せて頂くこととなった」との報告があった。

(7) ホームページリニューアルについて

平松理事より「2月25日より新ホームページを公開する予定である。特に若手に親しみやすいページになるので、先生方もアクセスして頂きたい」との報告があった。

(8) 2月23日(土)第4回理事会終了後に定例記者会見を行う予定である。

記者会見本会出席予定者:平松広報担当常務理事、落合総務担当常務理事、星合倫理担当常務理事、吉川学術担当常務理事(ガイドライン作成委員会関連)、海野産婦人科医療提供体制検討委員会委員長、平岩弁護士

吉村理事長「社会的な問題になっているが、広報で妊婦のシートベルトをとり上げて頂きたい。日本では道路交通法で妊婦はシートベルトをしなくてもいい範疇に入っている。しかし交通事故で亡くなる妊婦も結構多い。海外ではシートベルトをするのが普通である」

平松理事「4月に出るガイドラインの中にもその項目がある。その関係で対応したい」

## 2) 将来計画委員会(井上正樹委員長)

(1) 会議開催

①第5回将来計画委員会を2月8日に開催した。

②平成19年度第2回産婦人科診療ガイドライン作成委員会を2月15日に開催した。

井上理事より「将来計画委員会では緊急の課題である産科医療をどうするかについて、院内助産師の活用や北米で既に機能しているFamily Physician(家庭医)に正常分娩を担ってもらうような教育プログラムを我々が提供できる可能性はどうかに関してそれぞれの専門の先生方と議論を進めている。また行政に働きかけて制度化が出来るかどうかとの点についても議論をしている。海野先生には具体的に色々な資料を集計して頂いている」との報告があった。

(2) ガイドライン作成委員会

①産婦人科診療ガイドラインー産科編の発刊を4月に控え、学会機関誌・医会報2月号、3月号に事前予約に係る郵便振り込みの手続きに関する案内を同封する予定である。

②平成20年度のガイドライン作成委員会は名称をガイドライン委員会と変更して、次回改定の準備及び教育普及活動を行うことを事業とする。

③学会機関誌12月号、1月号に掲載したガイドライン(案)について2月12日現在75件の意見が寄せられ、回答の対応を行った。

吉川(裕)理事より「学会機関誌・医会報の12月号と1月号に案を提示したあと、100件近くの意見が寄せられた。特に大幅な改定に繋がった意見としては日本妊娠高血圧学会の佐藤和雄理事長からの意見、大阪市立大学の中井先生を中心とした10名ほどの方から連名で意見が来ている。非常に建設的な意見も多く、水上先生を中心に現在ほぼ回答が済んだ状況である。なお申し込みに関しては2月号に団体5名以上の振込用紙が入り、3月号には個人用の振込用紙が入る。団体用は3月3日から、個人用は3月17日から申し込みを受け付ける。特に理事の先生方をお願いしたいのは、大学の委任経理金などでこのガイドラインを纏めて購入して頂けると助かる。8,000部用意しているが、子宮頸がんガイドライ

ンなどは5,000部が1週間で売れたそうである」との報告があった。

**星合理事**「近畿産婦人科学会の役員会で云われたが、意見の違いがあることについては公表されるのか」

**吉川（裕）理事**「4月以降に公表することとなると思う。頁数は膨大となるがホームページに掲載する予定である」

**吉村理事長**「中井先生からの質問事項は20項目以上あり、それに対して水上先生を中心に克明に答えられている。恐らく総会で結構質問があると思うが、吉川先生には誰に答えて頂くかをよく考えて頂きたい。質問事項はかなり多いと思う」

### (3) 産婦人科医療提供体制検討委員会

①地方部会長宛に「都道府県地域医療計画策定状況の最終確認と小児科学会との意見交換のお願い」ならびに「緊急的産婦人科医確保が必要な医療機関の調査依頼」についての書信を送付した。

[資料:将来計画1]

**海野委員長**より資料に基づき「これは1月30日に地方部会長宛に出した調査依頼である。医療計画が最終段階に入っているので、その辺で齟齬がないように小児科の先生とよく相談して頂きたいというのが趣旨である。もう一つは舛添大臣から依頼があった緊急的産婦人科医確保が必要な医療機関の調査である。1月19日に『大臣と語る希望と安心の国づくり』という会が長野県の飯田市であり、困っているところに産婦人科医を緊急派遣しなければいけないと大臣は考えるようになった。1月24日に慶應大学病院を視察された主たる理由はその件について理事長と相談することであったと思っている。実際に慶應大学病院を訪問された後で産科をどうするかに関してかなり踏み込んだことを記者会見で発言されている。一方で緊急派遣のために文科省を通して各大学に対して人を出せないかとのアンケート調査があったりして、真意がよく分からない部分もある。たまたま機会があり1月28日に舛添大臣に会ったところ、本当に派遣しなければいけない病院はどこかを学会でも調べてくれないかとの話があった。色々なことをお願いしている立場なので調べるということになった。

資料はまだ不十分であるが内容を詳しく報告する機会を作りたいと思っている。大臣が感じている緊急派遣の必要性と、我々が実際に現場で感じている問題点とは少しずれているところがあり、その辺は今後調整していきたいと考えている。

来年度の診療報酬改定でハイリスク妊娠・分娩管理加算が一応当初の計画通りに認めて頂く形となった。但し、問題はそれが実際に現場の医師、勤務医の負担軽減に繋がるかどうかだと思う。一応ハイリスク分娩管理加算の算定用件の施設基準の中に病院勤務医の負担軽減に資する体制が整備されていることというのが入っている。その具体的な内容を問い合わせたところ、3月上旬に保険局から示される予定になっているそうであるが、細かいところはまだはっきりしていない。本日他の会合に医政局長が来るそうなので、具体的な待遇改善に繋がる形で運用をお願いしたい。特に周産期センターの機能がある病院に関しては増収が期待できる状況になっているので、その辺を何とか現場に還元したい」との報告があった。

**吉村理事長**「ハイリスク妊娠・分娩管理加算は病院で増収になっても吸収されてしまって終わりになるところが非常に多いと思う。国立大学では非常によく考慮して頂けるところがあると思う。私立大学は病院長の権限が殆どなく、理事長の権限が圧倒的に強いので医政局長通達を出して貰うしかないと思っている。そういう形で行かないと私立大学はなかなか難しいところがあるのではないかと」

**井上理事**「新聞で読んだが、北海道大学が医局制度を改編して法人を作られるようである。それが産科医師派遣に対して具体的にどういうインパクトがあるか」

**櫻木理事**「北海道は特殊な事情がある。広大な地域の中である程度集約化は進めてきたが、もうこれ以上の集約化は出来ない状況まで来ている。そこで結局根本的には若い人たちに産婦人科に目を向けて貰わなければならない。将来産婦人科を希望する人たちは自分がどこで研修をスタートして、その後第一線の病院あるいはアカデミックの方でどうキャリアアップするのか。彼らに情報を伝達するために大学と地域の中核病院が一つの法人となって、全体でやっていく。急に医師が増えて地域医療をすぐに立て直せる即効性はないと思うが、所謂北海道のブランド病院も一緒にやってくれれば、人はある程度回るのでないかと期待している」

**平松理事**「海野先生のこの調査は非常に重要だと思うが、緊急という意味がよく分からなかったもので、この答え方は各県によってだいぶ温度差があると思う。地方部会長に聞けば、QOLを保ちながら普通の医療をするにはどれくらい医師が不足しているかとの数字はすぐに分かると思う。例えば地域枠の入試

とかに跳ね返らせるためにも、日本で後どれだけ産婦人科医が必要かの集計をしてデータを出して頂きたいと思う」

**海野委員長**「そのような調査を検討したい」

**吉川（史）理事**「このアンケートの意味が十分把握出来なかったことと、3、4日しか回答期間がなかった。小児科は結構進んでおり、どこを重点的にやっていくかが決まっているので、それに併せて産婦人科の病院も書いた。ちょっと意味が違ったかもしれないと思う」

**海野委員長**「今からでも結構なのでその事情を連絡して頂ければ、対応をする」

**吉川（史）理事**「これは今本当に医師がいなくて、直ちに派遣しなければいけないという意味か」

**海野委員長**「舛添大臣がどうしてそう思ったかよく分からないが、この3月か4月に大規模な産科医療崩壊が地域で起きると思っている節がある。それが実際にどこかを知りたいとの感じがあった。そういうことが本当にあるかもしれないとの観点から調査を行った」

**吉川（史）理事**「病院名を書くことによってそれがどういう使われ方をするかである。愛知県でも産科を閉じた病院がいくつかある。ある病院の名前は書いたがある病院は書かなかったとなると非常に問題が大きい。新たに報告するといっても愛知県の中でしっかり相談しないことには、責任を持って回答できない。その辺を考慮して頂きたいと思う」

**海野委員長**「そのことも十分考慮して対応する」

(4) 厚生労働省舛添大臣、医政局指導課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、保険局医療課長宛に理事長声明「周産期医療提供体制の危機的状況を打開するために」を送付した。[資料：将来計画2]

(5) 厚生労働省/総務省消防庁より各都道府県宛「産科救急搬送受入体制等の確保について」の通知を受領した。[資料：将来計画3]

(6) 産科の診療報酬引き上げ関連記事 [資料：将来計画4]

(7) 国民対話 舛添大臣と語る「地域医療の充実－医師確保対策－」（1月19日長野県飯田市）について [資料：将来計画5]

(8) 1月18日付朝日新聞記事「福田首相の施政方針演説」[資料：将来計画6]

### 3) 男女共同参画検討委員会（田中俊誠委員長）

#### (1) 会議開催

①第5回女性医師の継続的就労支援委員会を2月29日に開催する予定である。

#### (2) 女性の健康週間委員会について

①プレスセミナーについて [資料：男女共同参画1]

1月18日に厚労省健康局西山正徳局長にも出席して頂き、プレスセミナーを事務局で開催した。

②ポスターについて [資料：男女共同参画2]

③女性の生涯健康手帳について [資料：男女共同参画3]

④平成19年度女性の健康週間実施概要について [資料：男女共同参画4、7]

⑤1月30日都市センターにて、女性の健康週間啓発広報のため、厚労省健康局西山正徳局長、昭和女子大学坂東眞理子学長及び清水委員長による鼎談が行われた。本鼎談内容は3月1日付日経新聞全国版朝刊に掲載される予定である。

⑥厚生労働省健康局長より各地方自治体宛に、女性の健康週間への協力を依頼する通知が出された。

[資料：男女共同参画6]

**清水副議長**より資料に基づき「第4回目の女性健康週間を3月1日から8日まで開催する。厚労省が新健康フロンティア戦略の中で女性の健康力をとり上げる方向性が打ち出されたことを受けて、主唱として厚労省も係る展開になってきた。ポスターは2週間ほど前に各会員には発送している。協力企業や協力をして頂く場所にポスター等を配布している。イベントとして3月3日に表参道ヒルズでセミナー及び幹事団を中心にして産婦人科医師による女性の無料健康相談等を行う予定になっている。本年は両会の会長、理事長に加え、厚労省の西川副大臣が挨拶に来る可能性が強い。例年のごとく地方部会でも



期間中に公開講座を実施して頂ける部会が 14、週間以外でも公開講座を行って頂く部会が 11 で、この 25 部会に予算を分配する。先日、厚労省健康局長の通達の中で各都道府県知事、市長等に女性の健康週間実施の周知のお知らせが発信されている。何ヶ所かの保健所や都道府県からポスター等を貼りますという依頼が来ているので、対応している。3 月 1 日付日経朝刊にこの女性健康週間をアピールする鼎談が掲載される」との報告があった。

**吉村理事長**「女性の健康週間は平成 17 年から学会と医会が中心となって始めた。今年から厚生労働省も主唱として主体的に加わっていく形となった。3 月 3 日がひな祭り、8 日が国際女性の日であり、それで 3 月 1 日から 8 日までとした経緯がある」

**丸尾監事**「3 月 7 日に大阪府立女性総合センターで『目指せ健康美人フォーラム』が開催される。協和企画から基調講演をやるように謂われたので受けた。厚生労働省が今回 2 億円の予算付けをしていたところ、C 型肝炎との関係ですべてそちらにとられてしまうので予算がゼロになったが、来年度は 200 億円の予算がつく予定であるとの説明があった。先生が分かる範囲で説明して頂ければと思う」

**清水副議長**「本年度厚生労働省が日本医師会、日本更年期医学会や日本看護協会とか色々な団体に声を掛けて、女性の健康づくり推進懇談会を立ち上げた。そこには本会から吉村理事長が委員として参加されている。そこで予算の話が出たらしいと聞いているが、厚生労働省はもともと余り大きく予算を使う予定はなく、国民運動として盛り上げてくれれば宜しいとのニュアンスになっていたと思う。医会の先生方ももうちょっと医会としての女性健康週間の幅を広げたい。学会、医会の共催といいながらも医会の先生方はどちらかという学会がメインではないかというニュアンスを多分持っていたのではないかと思う。それで健康週間委員会の企画とは別に医会が大阪の企画を立てたものと思う。関西の先生方にはご迷惑をかけたとの噂も聞いている。来年以降はその辺の擦り合わせを学会・医会のワーキンググループ等でも少し話して頂ければいいのではないかと思っている」

**吉村理事長**「厚生労働省からお金は出ていないし、大阪の企画は本会とは全く関係ないところで決まった」

**星合理事**「実はこの前の近畿産婦人科学会の役員会では各地方部会長は誰も知らなかった。今の清水先生の説明でやっと理解出来た」

**荒木事務局長**「清水先生の説明に関して事務方から 1 点だけ補足したい。過去 3 年間で女性の健康週間にかかわる本会の予算執行は 1,000 万円を超えている。そういう助走があった上で本活動が軌道に乗り、今年度は殆ど予算がかかっていない」

(3) 地方部会担当公開講座について [資料：男女共同参画 5]

### Ⅲ. 協議事項

1. 平成 19 年度収支決算見込、平成 20 年度事業計画ならびに予算について  
協議済み。

2. 運営委員会の答申について

(1) 役員および代議員選任規程の一部変更について [資料：運営委員会 1]

落合委員長より改定案の説明があり、特に異議なく、承認した。

3. 学術委員会の答申について

協議済み。

4. 専門委員会について

1) 生殖・内分泌委員会（苛原稔委員長欠席のため矢野哲幹事長） [資料：専門委員会 1]

矢野幹事長より生殖・内分泌委員会の平成 19 年度事業報告・平成 20 年度事業計画について報告があった。

要旨は以下の通りである。

常置的事業として 3 つの小委員会を設置して検討を行っている。

イ) 本邦における閉経後女性の HRT に関するガイドライン設定のための小委員会

検討会を開催してガイドライン案を作成中である。7 割方の出来上がりであり現在引き続き検討中である。

ロ) 生殖補助医療における多胎妊娠防止に関する検討小委員会

倫理の資料に案を掲載しているが、移植する胚は原則1個、ただし35歳以上の女性、反復治療の場合は2胚移植を許容とする。移植しない胚を凍結保存する技術のあることを、必ず提示しなければならないという案を作成した。

電子媒体による生殖補助医療の登録システムの検証とこれをどう活かすかを検討し、登録システムの向上と利用方法の確立を行う。

ハ) 本邦における多嚢胞性卵巣症候群の治療法に関するガイドライン設定のための小委員会

多嚢胞性卵巣症候群の各種治療法に関する本邦での現状を把握するため、全国調査を検討する。これに基づき、ガイドラインを作成し公表する。

**吉川（裕）理事**「ガイドラインに関して慎重な取り扱いをお願いしたい。ガイドラインはコンセンサス・ミーティングを行い、一定期間会員からの意見を募り、吟味した上で作成されるべきである」

2) 婦人科腫瘍委員会（小西郁生委員長） [資料：専門委員会 2]

**小西委員長**より婦人科腫瘍委員会の平成19年度事業報告及び平成20年度事業計画について報告があった。

要旨は以下の通りである。

イ) 大阪大学手島昭樹教授より、厚生労働省科学研究費研究に関連して本会の子宮頸癌登録について将来の地域がん登録との予後情報共有を見据えて個人情報部分の院内がん登録フォーマットとの統一の提案があった。検討した結果、このフォーマットでは詳細な内容のため記入が難しいこと、入力に負担が掛かり、他の委員会と連動しているとは思えないこと、他の腫瘍との整合性などを考えると困難な状況であると思われる。

ロ) 婦人科悪性腫瘍登録業務に関する小委員会

悪性腫瘍登録業務の個人的な負担を業者に任す方向で検討を進めている。累積生存率、Kaplan-Meier法による進行期別および組織型別の患者生存期間の比較、多変量解析などが可能となるようシステムを構築している。卵巣腫瘍取扱い規約の改訂作業を開始している。悪性腺腫と類縁疾患に関する共同研究結果を纏め、その取り扱いに関する標準化を目指す。

ハ) 本邦における遺伝性子宮内膜癌の頻度とその病態に関する小委員会

参加協力施設からの症例集積と家族歴調査を行い本邦における遺伝性子宮体癌の病態を調査中である。

ニ) 本邦における卵巣子宮内膜症嚢胞の癌化の頻度と病態に関する小委員会

症例登録のための倫理委員会資料の作成および研究プロトコルを作成し、参加施設の倫理委員会への申請と症例登録を促している。子宮内膜症に関する癌化に関しての研究を開始している。

3) 周産期委員会（岡井崇委員長） [資料：専門委員会 3]

**岡井委員長**より周産期委員会の平成19年度事業報告・平成20年度事業計画について報告があった。要旨は以下の通りである。

イ) 周産期登録事業の継続と集計結果のフィードバックを行う。6名の学会員から研究のためのデータ使用の申請があり、研究内容を検討し承認した。

ロ) 周産期医療における未承認薬の承認へ向けての活動を行う。

- ・習慣流産に対するアスピリンの承認とニフェジピンの妊娠中投与についての禁忌事項の変更を厚生労働省に申請した。
- ・新生児呼吸窮迫症候群予防のためのリンデロン投与について、製薬会社と再度協議を進めている。
- ・カプロシンの習慣流産への適応につき申請資料の作成を進めている。

ハ) 胎児機能不全の診断基準作成とその検証に関する小委員会

分娩中の胎児心拍数パターンを警戒の程度に応じて分類し、対応処置のガイドライン（案）が略完成した。機関誌に掲載予定である。

ニ) 母体死亡及び重篤症例の集積と調査に関する小委員会

これまで集積された症例の分析結果に基づき、リスク評価とハイリスク症例取扱い指針の作成を進めている。出血多量例に関して症例を集積して分析を予定している

ホ) 早産予防ガイドライン作成のための基礎調査に関する小委員会

早産予防措置について全国の周産期医療施設にアンケート調査を行った。今後、結果の分析に基づ

きガイドライン作成の準備を進めている。一般臨床で実施可能な早産予防のガイドライン作成の検討を行う。

へ) 厚労省に働きかけ、硫酸マグネシウム(マグセント)が保険適応になったが、最近、硫酸マグネシウムの早産治療効果や副作用に関して否定的論文も出てきている。製薬会社の市販後調査に積極的に協力しているが、金銭的な補助もあり、利益相反の可能性があることに関して検討して頂きたい。

**吉村理事長**「専門委員会の事務及び会計に関して、学術委員会の吉川(裕)委員長に検討をお願いしている」

**吉川(裕)理事**「専門委員会の事務及び会計は全て委員長が行ってきていた。事務局でやれないかとの意見が出ており、他の委員会と同様に専門委員会も事務局で行うこととしたい」

**吉村理事長**「事務局も異存ないので専門委員会での事務及び会計を事務局にお願いすることとする」

## 5. 機関誌編集について

報告、協議済み。

## 6. 専門医制度について

報告、協議済み。

## 7. 倫理委員会について

報告、協議済み。

## 8. 理事会内委員会について

報告、協議済み。

## 9. 第60回総会並びに学術講演会について

報告、協議済み。

## 10. 第63回学術集会長選出について

(1) 第63回学術集会長選出について [資料: 第63回学術集会長 1-1, 1-2]

協議済み。

## 11. 名誉会員及び功労会員の推薦について

(1) 名誉会員及び功労会員の推薦について [資料: 名誉会員 1-1, 1-2]

**落合理事**より「名誉会員は従来所属地方部会から該当する先生方の推薦を受ける形で選考してきたが、名誉会員の選考基準の解釈が各地方部会によって若干違うことで、本年度から該当される先生方をノミネートして頂いて、実際にその選考基準に照らし合わせる作業は名誉会員選考委員会で行うこととした。今回北海道地方部会から石川睦男先生がノミネートされ、昨日の名誉会員選考委員会において詮衡基準を満たすことが確認されたので、理事長に答申することとした」との提案があった。

**吉村理事長**より「石川先生を名誉会員に推薦したいが、承認頂けるか」と諮られ、満場一致で承認した。

引き続き**落合理事**より資料に基づき「功労会員は各地方部会から11名の推薦を受けた。いずれも功労会員として詮衡基準を満たしているので、理事長に答申したい」との報告があった。

**吉村理事長**より「11名を功労会員に推薦したいが、承認頂けるか」と諮られ、満場一致で承認した。名誉会員1名及び功労会員11名は総会の承認を得て決定されることとなる。

## 12. その他

(1) 平成20年度日本産科婦人科学会予定表(案)について [資料: その他 1]

特に意見はなく、了承した。

以上